

法務省人定第7号
令和8年4月8日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公 印 省 略)

本省内部部局の職員の配置定員について（通達）

標記については、別表のとおりとし、令和8年4月1日から適用することとしたので、その適正な運用に留意願います。

なお、令和7年4月1日付け法務省人定第3号当職通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又は官職名	配 置 定 員 (人)									
	特別職	指 定 職		行政職(一)		行政職 (二)	医療職	専門ス タッフ職	合 計	
		うち検事		うち検事						うち検事
事務次官		1							1	
秘書官	1								1	
官房長		1	1						1	1
公文書監理官		1							1	
サイバーセキュリティ・ 情報化審議官		1							1	
官房審議官		1		3	3				4	3
官房参事官				4	4				4	4
秘書課				53	2				53	2
人事課				48	3				48	3
会計課				81	1	24			105	1
国際課				27	3				27	3
施設課				80	1			1	81	1
厚生管理官				21			5		26	
司法法制部		1	1	64	5				65	6
うち国立国会図書 館支部法務図書館				6					6	
大臣官房小計	1	6	2	381	22	24	5	1	418	24
民事局		1	1	110	14				111	15
刑事局		1	1	80	16				81	17
矯正局		1	1	97	1			2	100	2
保護局		1	1	64	3				65	4
人権擁護局		1	1	34	3				35	4
訟務局		1	1	93	28			1	95	29
合 計	1	12	8	859	87	24	5	4	905	95

備考 「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第3項の規定により充てることができる検事の人数であり、内数である。